

請 願 審 査 資 料

4年請願第1号

全ての子どもに健やかな育ちの保障を
求めることについて

令和4年8月24日

こども未来局

1 請願事項

(1) 4年請願第1号 全ての子どもに健やかな育ちの保障を求めることについて
(請願者：福岡市保育団体連絡会 代表 福井 英二 外11,913人)

- ① 職員配置基準を抜本的に改善すること。また、基準は、施設開所時間に見合う必要な人員配置を考慮し、適正な子ども集団の人数に見合うものにする事。
- ② 子ども1人当たりの面積基準、必要な施設基準を引き上げること。
- ③ 市で育つ全ての子どもに格差のない保育環境をつくることに視点を置き、市の責任で、全ての保育施設における基準を認可保育所と同等にすること。
- ④ 3歳未満児童を含む全就学前児童の保育料無償化を実施すること。また、保育の一環である給食の無償化を実施すること。
- ⑤ 職員の賃金と処遇を抜本的に改善すること。
- ⑥ 災害時や感染症まん延時など不測の事態においても、全ての保育施設において役割を果たせるよう、適切な対応措置と財政措置などを講じること。

2 現状及び請願に対する福岡市の考え方について

(1) 請願事項①について

① 現 状

保育所等の職員の配置基準については、都道府県等や市町村が厚生労働省令に基づき、条例で定めることとされており、福岡市では、原則的に厚生労働省令どおりとして条例を定めている。

また、国の公定価格において3歳児の配置基準を、児童15人に対して保育士1人にした場合の加算が設けられていることに加え、福岡市独自の措置として、年度当初の一定期間、1歳児及び3歳児に保育士を加配するための経費を助成している。

② 請願に対する福岡市の考え方

保育所等の職員の配置基準については、公定価格における加算に加え、福岡市独自の保育士の加配を行っているところであり、現時点で、福岡市として配置基準の変更等は考えていないが、今後とも必要な保育現場の改善について国に要望していく。

(2) 請願事項②について

① 現 状

保育所等の保育室等の面積などの設備基準については、都道府県等や市町村が厚生労働省令に基づき、条例で定めることとされている。福岡市では、厚生労働省令に基づくとともに、乳児室の面積については厚生労働省令で児童1人当たり1.65平方メートルとされているところを福岡市独自に3.3平方メートルに上乗せして、条例を定めている。

② 請願に対する福岡市の考え方

保育所等の設備基準については、福岡市独自で保育室の面積基準の上乗せを行っているところであり、現時点での変更等は考えていない。

(3) 請願事項③について

① 現 状

小規模保育事業など地域型保育事業の職員配置や設備等の基準については、市町村が厚生労働省令に基づき条例で定めることとされており、福岡市では、当該条例制定以前に保育所等で福岡市独自に上乗せしていた項目等を除き、厚生労働省令どおりとして条例を定めている。

企業主導型保育施設の職員配置や設備等の基準については、内閣府が定める実施要綱等に基づき実施されている。

② 請願に対する福岡市の考え方

小規模保育事業などの地域型保育事業の職員配置や設備等の基準については、厚生労働省令が、国の子ども・子育て審議会における議論を経て、保育所等の基準を踏まえつつ、各事業の特性も考慮しながら、質の確保を図るものとして定められているものであり、また、企業主導型保育施設の職員配置や設備等の基準については、内閣府が定める実施要綱等に基づき実施されているものであり、福岡市でその基準を変更するものではないと考えている。

(4) 請願事項④について

① 現 状

保育所等の保育料については、3歳から5歳までの全ての子ども及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもについて、令和元年10月から無償化されている。

なお、0～2歳児の無償化対象外世帯の保育料については、保護者の市町村民税額に応じた徴収基準額が国により定められており、多子世帯や低所得世帯、ひとり親世帯等の要保護世帯に対する減免措置も設けられている。

これに加え、福岡市では市独自の取組みとして、国の徴収基準額から20%相当額を減額した保育料体系とし、保護者の負担軽減に努めているところである。

また、副食費についても、国により低所得世帯等の子どもを対象とした免除制度が設けられているほか、市独自の取組みとして、3歳から5歳までの第3子の副食費を免除する第3子優遇事業を行っている。

② 請願に対する福岡市の考え方

無償化の対象年齢や対象費用など、保育の根幹となる部分は、国の責任において検討され、制度設計されているものと考えている。

福岡市としても、引き続き保護者の負担軽減に努めていく。

(5) 請願事項⑤について

① 現 状

保育士の賃金については、国の公定価格等において、給与の改善が措置されており、平成25年度から令和2年度までの8年間で、約14%、月額約4万4千円の処遇改善に加え、技能・経験に応じた月額最大4万円の追加的な処遇改善が行われている。更に、令和4年2月からは、保育士等の収入を3%程度引き上げるための助成を開始している。

また、令和4年度の予算で、福岡市保育協会補助金において、勤続手当など、職員の処遇改善に要する費用として約3億3千万円を上乗せするとともに、賃貸住宅に住む正規保育士に対する家賃の一部や奨学金返済について約4億5千万円を助成している。

その他、保育士の処遇に関しては、公定価格において、職員の加配に係る加算項目が設けられているほか、福岡市保育協会補助金において保育士の加配費用を市単費で助成するとともに、保育支援者の配置費用の助成や保育業務のICT化の推進などにより、保育士の事務負担軽減を図っている。

② 請願に対する福岡市の考え方

保育士の賃金などその処遇については、福岡市保育協会補助金における職員の処遇改善に係る助成や、家賃助成、奨学金返済支援を行うとともに、保育士の更なる賃金改善などを含む公定価格の充実について、引き続き、国に要望していく。

また、保育現場の意見も聞きながら、保育士の事務負担軽減に努めていく。

(6) 請願事項⑥について

① 現 状

災害時の対応については、園児、保護者及び職員の安全を確保するため、避難指示が発令された区域にある保育所等は休園とすることとしている。

保育所等において、新型コロナウイルスの陽性者が確認された場合の対応については、原則として休園は行わず、濃厚接触の可能性のある児童や職員の最短3日間の登園・出勤自粛としている。

また、新型コロナウイルス感染症対策として、保育所等に対して、消毒液等の購入費用等や非接触型の蛇口等への改修費用の助成を行うとともに、抗原定性検査キットによる職員のスクリーニング検査を実施している。

② 請願に対する福岡市の考え方

災害時の対応については、園児、保護者及び職員の安全を確保するため、避難指示が発令された区域にある保育所等は休園することとしているが、休園が長期間にわたる場合などにおける保育の必要性は認識しており、今後、休園時の保育の在り方について、課題などを検討することとしている。

感染症まん延時の対応については、国の通知等を踏まえながら、感染症に応じて、適切に実施していく。